

# 2017 第3回 三井のリハウス 東京都U-12サッカー 7フロックリーグ

## 1. 競技規則

日本協会「サッカー競技規則」および「8人制サッカー競技規則」に準ずる。ただし、連盟大会要項および各大会で定められた「大会要項細則」が優先する。

## 2. 競技会規定

以下の項目については本大会の規定を定める。

### I. 競技のフィールド

- ①フィールドの表面は天然芝、人工芝が望ましいが、クレーでも可(ライン表示についてはマーカーコーンの使用可)
- ②フィールドの長さ(タッチライン)は68m、幅(ゴールライン)は50mを基本とし(7フロック各会場条件に合わせる)、照度が十分に確保されていること。交代ゾーンとして中央から両側に3mのマークを設ける。
- ③ペナルティエリア等…ペナルティエリア12mペナルティマーク8m、ペナルティアーカの半径7m、ゴールエリア4m、センターサークルの半径7m
- ④テクニカルエリアは設置しない。戦術指示はその都度ベンチのたに1名の指導者が伝えることが出来る。

### II. ボール

4号球。フィールドの状態により適正な空気圧とする。

### III. 競技者の数

- ①8人の競技者(うち1人はゴールキーパー)が試合に出場する。
  - \*一方のチームが8人に満たない場合は試合を開始しない。試合中の負傷者・退場者は即時補充する。
  - \*試合進行中および終了時、フィールド上に6人未満の場合は、試合は不成立となる。
  - なお、主審の許可を得て、用具を正すまたは負傷の処置で一時的に6人未満の場合はその限りではない。本項は、早期復帰することが条件となる。復帰の見通しがたかない場合は主審の判断で競技を終結させる。
  - \*試合開始時から試合終了時まで、2人以上3人以内のチーム役員(登録用紙に記載された役員)がベンチにいなければならない。(内1名は指導者資格保持者でなければならない)
  - 例外として、次試合の審判対応準備を行うための退席により、1名となることは認められる。
- ②試合に出場出来る競技者は試合当日のメンバー表登録者で、人数に制限は設けられない。
- ③フィールドプレーヤーは交代ゾーンからいつでも自由な交代が出来るが、ゴールキーパーの交代は主審に通知し、試合の停止中に行う。交代要員はユニフォームと異なる色(ピズ等)を着用する。

### IV. 競技者の用具(ユニフォーム)

- ①7フロックリーグ実施年度の日本サッカー協会「ユニフォーム規定」に則る。
- ②選手番号は規定(背面:縦25cm-35cm、前面:縦10cm-15cm)サイズを適宜縮小することができる。
- ③番号表示はシャツの背面及び前面とする。シューズには表示を推奨する。
- ④ユニフォームのメーカーロゴの無い、スポンサーのライン数には言及しない。
- ⑤当日の対戦相手とユニフォームの色確認を用具チェック前に行っておくこと。
- ⑥ゴールキーパーの予期せぬ事態でのフィールドプレーヤーとの交代の場合、試合で使用してはならない正副いずれかのシャツで本人の番号であれば着用可能。それが難しい場合は番号無しで安全なジャージ等の着用を認める。
  - ⑦必ずフィールドプレーヤーとなるゴールキーパーのシューズおよびソックスは、試合開始前からフィールドプレーヤーと同じ色で良い。ただし、シューズは他の競技者と区別できる色彩とする。また、選手番号は固有の番号とする。
  - ⑧登録外の選手がベンチ入り(応援のため)する場合、登録選手および交代要員とは区別できる服装にすること。
  - ⑨ユニフォームの選手番号は、選手ごとに固有の番号とし、試合毎に変更することができる。

### V. 審判

試合は1人の主審と2人の副審、1人の第4の審判員(任意)で運営される。  
審判服の着用を必須とする。  
担当試合の終了後、速やかにコート本部記録と整合の上、「審判報告書」を記載提出すること。

### VI. 試合時間

前期リーグの試合時間は40分(前後半各20分)とする。

## 3. 警告・懲罰および再試合など

- I. 7フロックリーグ期間中に警告を3回受けた選手は、次の1試合は出場停止となる。  
7フロックリーグ全日程終了時点で、累積警告は消滅するものとする。
- II. 7フロックリーグにおいて退場、退席を命じられた選手、役員は、自動的に次の1試合に出場できず、それ以降の処置については少年サッカー連盟規律フェアプレー委員会において決定する。  
競技者が退場を命じられた場合は、その競技者のチームは交代要員の中から競技者を補充する。  
主審は競技者が補充されようとしている間は、試合を停止する。
- III. 試合が一方または両方のチームの責任なき事由(天災・悪天候・高気温・施設側または大会運営事由など)により開催不能または終結となった場合は原則「再試合」とする。
  - ⇒再試合の日時・試合会場・審判員・選手登録などは新たに設定することができる。
  - なお大会本部および当該チーム合意のもと、やむを得ない事情により再試合が不可の場合は次による。
  - \*開催不能の場合または中止の場合 7フロック委員長へ状況を速やかに報告するものとする。
  - 7フロック委員長主導にて役員にて協議し、その後の処置を決定する。
- IV. 試合が一方あるいは両方のチームの責任における事由(選手証不携帯、人数不足、暴力行為、試合拒否など)により開催不能または中止となった場合は以下の対応とする。
  - A 一方のチーム責任による、開催不能もしくは中止の場合
    - ・放棄試合として、不戦敗扱いとする。
    - ・不戦勝チームは勝点3、得点3失点0とし、不戦敗チームは勝点マイナス1、得点0失点3とする。
  - B 両方のチーム責任による、開催不能もしくは中止の場合
    - ・無効試合として、原則「再試合」とする。ただし、大会本部および当該チーム合意のもと、やむを得ない事情により再試合が難しいと判断される場合「引き分け」とする。
    - ・両チームともに勝点0、得点0失点0とする。
    - 上記のようなケースが発生した場合、事由内容によっては懲罰が与えられることがある。
    - 重大事由の場合、没収試合として当該チームの全記録を抹消することもある。
- V. 試合会場本部で判断ができない事象が発生した場合は、速やかに7フロック委員長に確認を取ること。  
万一、7フロック委員長に連絡が取れない場合は、予定通り試合を行うが7フロック委員長預かりとするので、7フロック委員長の判断が決定するまでは、試合後の結果報告書の指導者確認サインは受けないこと。  
(7フロック委員長が直接署名を要領)
- VI. 本協会諸規程および本記載事項にない事例に関しては、規律フェアプレー委員会にて決定する。

## 5. 熱中症対策

- 日本サッカー協会の「熱中症対策ガイドライン」に従った対応を各会場で行う事を必須とする。
- \*WBGT=31(人工芝は28)以上となる時刻に、試合を始めない。(キックオフ時間を設定しない。)
  - \*WBGT=28(人工芝は25)以上となる時刻が試合時間に含まれる場合は両ベンチ・補助審運営部分に日影を作り、水やスポーツドリンク、経口補水液等を用意し、試合にはCooling Breakを設ける。
  - \*WBGT=25(人工芝は22)以上の場合は飲水タイムを行う(Cooling Breakを行っても良い)
  - やむを得ず行う場合は「JFA熱中症対策(A+B)」を讀み上げた上でCooling Breakを必ず行う。
  - \*中止や延期の判断は試合開始前もしくはハーフタイム時に限る。プレー中の対応・変更はしない。
  - \*中止や延期の判断は試合前は本部が決定し、試合中は主審が判断し本部と協議の上、前半で試合を終了する。
  - \*中止した試合はグループ担当と役員が協議の上代替え日を決める。前半で終了した試合の代替えは後半から行う。
  - \*グループは試合の度に当日の「本部」の役割を担うものを複数決定する。
  - \*運営担当者は必ず(黒球式)WBGT計測器を持参する事。WBGT測定器がその会場に終日設置される場合はこれを利用する事も出来る。(事前に担当者に確認が必要)
  - \*計測は必ずピッチ上で計測器の黒球が日影にならないよう、選手の身長(2/3程の高さに設置(吊下げか三脚に固定)する。(150cm平均と仮定した場合は約100cmの高さ…コーナーフラグの旗の下紐に引っ掛けると約1mになる…目安)
  - \*全ての試合のキックオフ直前とハーフタイム時に計測を行い、運営担当者は結果報告書の指定の欄にキックオフ時とハーフタイム時それぞれのWBGT指数を記載する。
  - \*主審はWBGT指数に対応した場合は、「本部」による決定で試合中止や「試合中選手が熱中症になる可能性が起きたためハーフタイムで中断し、以降は…」等々を審判報告書の「その他の報告事項」欄に記載する。

参考資料(日本サッカー協会より抜粋)

- サッカー競技規則 [http://www.jfa.jp/documents/pdf/soccer/law\\_soccer\\_all\\_11\\_2014.pdf](http://www.jfa.jp/documents/pdf/soccer/law_soccer_all_11_2014.pdf)
- 8人制サッカー競技規則 <http://www.jfa.jp/documents/pdf/eight/rules.pdf>
- JFA熱中症対策ガイドライン [http://www.jfa.jp/about\\_jfa/report/PDF/k20160310\\_6.pdf](http://www.jfa.jp/about_jfa/report/PDF/k20160310_6.pdf)